

2010年4月から

# 医療が変わりました

10年ぶりに医療費が引き上げに  
診療報酬改定

保険診療で医療機関に支払われる医療費（診療報酬）は国が決めており、2年に1度見直しが行われています。2010年度はその改定の年にあたり、4月からは医療費全体で0・19%の引き上げが実施されました。

過去10年間、医療費抑制のため、マインス改定が実施されて医療の現場に過度の負担がかかり、救急患者の受入拒否など社会的にも深刻な問題を引き起こしました。そこで、今回の改訂により、救急医療や産科・小児科・外科などの分野に引き上げ分が重点的に配分され、その充実が図られることになっています。

また、患者にとってもわかりやすい医療とするため、明細書の無料発行や再診料の統一なども実施されました。

## 医療費の明細書が無料で発行されます

医療機関で診療を受けたとき、どのような費用がかかったのか、その明細書を患者に無料発行するよう、2010年4月から、医療機関に原則義務化されました。

明細書をもらったら、受けた診療と記載内容をよく確認し、不明な点や疑問点があれば医療機関に問い合わせてみましょう。  
※無料発行を実施しない医療機関もありますが、その場合は発行の有無、発行の条件などについて院内に掲示されることになっています。

## 病院・診療所の再診料が統一されました

病气やけがを外来で受診する場合、2回目以降の診察にかかる再診料は、従来は病院の600円に対し、診療所は710円と額が異なっていました。今回の改定で、患者が納得しやすく、わかりやすいものとするために同じ額とし、病院・診療所の区別なく600円に統一されました。

## 歯科の初診料・再診料が引き上げられました

今回の改定では、歯科の初診料と一緒に再診料についても見直しが行われ、それぞれ以下のように引き上げられました。

歯科初診料	1,820円 → 2,180円
歯科再診料	400円 → 420円

## ジェネリック医薬品の使用がさらに促進されています

ジェネリック医薬品を取り扱う薬局の負担軽減と、患者の選択の機会の充実に努められています。たとえば、従来は許されなかった「処方せんに記載された新薬・ジェネリック医薬品と、含量違いまたは類似した別の剤形のジェネリック医薬品を調剤すること※」なども薬局に対し認められます。



## 2010年4月 医療保険制度の変更について

### 2010年度も70～74歳の窓口負担が1割に据え置かれます

2008年4月から、70～74歳の方が医療機関の窓口で負担する自己負担割合は、1割から2割に引き上げられることになっていましたが、2010年3月末までは特例的に1割に据え置かれていました。この措置が2010年度も

継続されることとなり、2011年3月末までの1年間についても、1割負担に据え置かれます。

### 健保組合の被扶養者であった方の後期高齢者医療制度の保険料の特例が2010年度も継続に

後期高齢者医療制度に加入する直前に健保組合の被扶養者であった方の保険料については、加入から2年間は所得割額がかからず、均等割額は半額に軽減されます。ただし、

2010年3月末までは特例的に均等割額が9割軽減された額となっていました。この措置が継続されることとなり、2011年3月末までは9割軽減された額となります。

### 出産育児一時金の直接支払制度の実施猶予が2010年度も延長

2009年10月からスタートした、出産育児一時金の直接支払制度の導入には2010年3月末までの猶予期間が設けられていましたが、この措置が2011年3月末まで延長されることになりました。

このため、医療機関によっては導入時期が異なり、制度をご利用できない場合\*があります。直接支払制度に対応していない場合は、その旨のお知らせが窓口に掲示

されることになっており、妊婦さんに対しても説明がありますので、事前に医療機関にてご確認をお願いいたします。

※どうしても事前に出産費用が準備できないなど、支払いが困難な場合には、医療機関で個別に直接支払制度に対応するようご相談いただくか、当健保組合の出産費の貸付制度をご利用ください。

### 出産育児一時金の「直接支払制度」とは？

2009年10月1日から2011年3月31日までの出産を対象とした、健保組合から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度です。

被保険者が医療機関と出産育児一時金の申請と受け取りにかかる代理契約を締結することで、42万円\*を限度（法定給付）として、健保組合から医療機関へ出産育児一時金が支払われます。

#### ■支給額

	女性被保険者	被扶養者
法定給付	42万円*	42万円*
付加給付	3万6千円	3万6千円
合計	45万6千円	45万6千円

\*産科医療補償制度の加入分娩機関で出産の場合。未加入分娩機関での出産の場合は39万円となります。

\*2009年10月から2011年3月末までの暫定措置として、出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられています。

- ※例
- 10mg 1錠 → 5mg 2錠に変更
  - カプセル剤 → 錠剤に変更
- 変更前の薬剤の価格以下で、かつ患者の同意が得られる場合に、薬局の判断で変更できるというものです。

